

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市水道局契約規程（令和6年旭川市水道事業管理規程第7号）第3条の規定に基づき、事後審査型一般競争入札（郵送方式）（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和6年4月25日

旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝

1 入札に付する工事の内容

- (1) 工事番号 補処-1
- (2) 工事名 下水処理センター自家発電施設建築工事
- (3) 工事場所 旭川市神居町忠和287番地
- (4) 工期 着手の日から令和7年10月10日まで
- (5) 工事概要 建築工事 一式
建築機械設備工事 一式
建築電気設備工事 一式
土木工事 一式
- (6) 設計金額 412,810,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たす共同企業体であること。

(1) 構成員は、次の全ての要件を満たしていること。

ア 旭川市水道局における建築一式工事の入札参加資格がA（特Aを除く。）等級に格付けされていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

ウ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

オ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、資本関係又は人的関係にある者が一つの共同企業体に属している場合は除く。（資本関係・人的関係については22(3)参照。）

カ 公告の日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。

キ 本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。

ク 公告の日において旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されていること。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合にあっては、組合員の過半数が旭川市内に登録簿上の本店を置く者に限る。

- (2) (1)の要件を全て満たす2者により構成されていること。
- (3) 各構成員の最低出資比率は、均等割の10分の6以上とする。なお、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (4) 契約締結時に共同企業体協定書を提出すること。
- (5) 各構成員が、当該工事の入札において2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

3 入札の参加申請

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書（様式1）
- イ 資本関係・人的関係調書（その2）（様式2）
- ウ 設計図書購入確認書
- エ 工事費内訳書

ただし、資本関係・人的関係がない者はイの提出を要しない。

なお、中小企業等協同組合法第3条に規定する組合にあっては、指示した提出書類のほか指定する組合員名簿を提出すること。

(2) 提出方法

入札書とともに郵送すること。（持参又はファクシミリによるものは受け付けない。）

提出書類は以下の順序により、左上をステープラ（ホッチキス）で綴じて封筒に入れること。

- ①入札書、②事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書、③資本関係・人的関係調書（その2）（※提出が必要な場合）、④工事費内訳書、⑤設計図書購入確認書

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は開札後に行うものとする。

(4) 提出書類様式の入手方法

10(1)イにおいて公告の日から令和6年5月24日（金）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く期間中（午前9時から午後5時まで）無償で配布するほか、次の旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>

(5) その他

- ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 管理者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 見積用設計図書の閲覧等

(1) 本工事に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

- ア 期間 公告の日から令和6年5月24日（金）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 場所 旭川市水道局4階縦覧室

(2) 入札に参加しようとする者は、上記閲覧期間中、次のいずれかの販売店で設計図書を購入すること。

販売店 旭川市東8条6丁目5番10号
(有)旭川コピーセンター

電話 0166-29-2577

FAX 0166-29-2578

営業時間 午前8時30分から午後5時30分（土曜日は午前8時30分から正午）

定休日 毎週日曜日・祝日

販売店 旭川市東4条11丁目4番8号
(有)富士プリント

電話 0166-22-2714

FAX 0166-22-0891

営業時間 午前9時から午後6時（土曜日は午前9時から正午）

定休日 毎週日曜日・祝日

(3) 購入方法

ア 別紙、設計図書購入申込書をファクシミリにより販売店に送付し、購入申込みをすること。

イ 販売店から販売日時及び販売額について電話連絡があるので、指定された日時に設計図書購入申込書を持参し、販売店で購入すること。

ウ 購入時には、販売店から設計図書及び設計図書購入確認書を受領すること。（設計図書購入確認書は入札書とともに郵送すること。）

なお、競争入札参加資格がないと認められたときであっても費用は返還しない。

(4) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出期限 令和6年5月22日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法 10(1)イに電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

(5) (4)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、旭川市水道局ホームページにおいて公表する。

ア 閲覧期限 令和6年5月24日（金）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 閲覧場所 4(1)イに同じ。

5 入札方法

(1) この入札は、郵送によること。（持参又はファクシミリによる入札は認めない。）

(2) 入札回数は1回とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札書等の郵送方法等

(1) 入札書等の郵送方法

入札書、設計図書購入確認書等を封筒に入れ、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。

(2) 入札書等の到達日

配達日指定郵便の指定日は、令和6年5月28日（火）とする。

（令和6年5月17日（金）から令和6年5月25日（土）までの期間に、郵送手続を行うことにより、配達指定日に入札書等が到達する。）

(3) 入札書等の送付先

10(1)イに同じ

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、設計図書購入確認書及び工事費内訳書を提出しない者のした入札、旭川市水道局建設工事等郵便入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札及び調査基準価格を下回って落札した者が当該落札に係る建設工事の完成検査結果通知書の通知日までに行った調査基準価格を下回る入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

また、設計金額を超える入札は失格とする。

8 開札

(1) 開札の日時 令和6年5月28日（火）午後1時10分

(2) 開札の場所 旭川市水道局4階第2会議室

(3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

なお、入札結果は、落札決定後速やかに公表する。

(4) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日、午後1時10分までに10(1)イまで申し込むこと。

なお、開札会場の都合により他の入札と併せて傍聴人は先着20名までとする。

9 落札者の決定及び入札参加資格の確認

(1) 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。入札参加資格がないと認めた場合は、次順位入札者から順次確認を行い、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、低入札価格調査制度を適用する場合において、最低価格入札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ

があつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

- (2) 管理者は、入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知する。

10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について次に従い、書面（様式は自由）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和6年5月30日（木）

イ 提出場所 〒070-8541

旭川市上常盤町1丁目

旭川市水道局上下水道部経営企画課契約係

電話 0166-24-3171

FAX 0166-25-9500

ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

- (2) 説明を求められたときは、令和6年6月3日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 旭川市水道局工事費内訳書等提出要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

12 契約条項を示す場所

10(1)イの場所で閲覧に供するほか、旭川市水道局ホームページにおいても公表する。

13 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 免除する。

15 支払条件

- (1) 前金払 各会計年度の出来高予定額の4割以内に相当する額を行う。

- (2) 中間前金払 各会計年度の出来高予定額の2割以内に相当する額を行う。

- (3) 部分払 3回以内行う。

ア 令和6年度 2回以内

ただし、中間前金払を選択した場合は、年度末に1回とする。

イ 令和7年度 1回以内

ただし、中間前金払を選択した場合は、部分払は請求できない。

16 火災保険等付保の要否

要する。

17 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者がいない場合又は入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用並びに設計図書の購入費用は申請者の負担とする。

18 最低制限価格制度

本工事は、旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領による最低制限価格を設定する。

19 調査基準価格を下回る落札の取扱い

本工事は、旭川市水道局建設工事低価格落札取扱要領の対象工事である。

20 建設工事に係る資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。

21 債権譲渡承諾の取扱い

本工事は、旭川市水道局公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱い要領の対象である。

22 その他

(1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、旭川市水道局建設工事等郵便入札心得、その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 2(1)オでいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視しうる特定関係があると認められる場合

(4) 落札者は、旭川市水道局現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する現場代理人及び主任技術者等の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次のいずれかの書類を添付すること。

ア 監理技術者資格者証（写し）

イ 健康保険被保険者証（写し）

ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）

エ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

なお、倒産による退職後再雇用された者の配置を規定する雇用確認要領第11条に該当する場合は、上記アからエに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

オ 雇用期間確認免除申立書

(5) 納税証明書の提出

契約締結手続きにあたって、落札者（共同企業体にあつては、全ての構成員）は、旭川市長が落札日の属する年度の4月1日以降に交付した旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写しを可とする。）を契約書に添えて提出すること。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結しない。

なお、旭川市に納税義務のない者については、納税義務がない旨の確認を受けた納税証明交付請求書を提出すること。

(6) その他、入札に関する照会先

10(1)イに同じ。

様式1 (共同企業体用)

事後審査型一般競争入札(郵送方式)参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者
(共同企業体名)

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

工事[業務]番号

開札日 令和 年 月 日

工事[業務]名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました、上記工事[業務]に係る競争入札について、共同企業体を結成し入札に参加しますので、参加資格を確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札公告に示された入札参加資格の全ての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、契約に当たっては、旭川市水道局の指示により共同企業体協定書等の必要書類を提出します。

- 1 資本関係・人的関係調書(次項のとおり。)
※「あり」に○印の場合は、「資本関係・人的関係調書(その2)」の提出が必要
- 2 設計図書購入確認書
- 3 工事費内訳書

様式1（共同企業体用）-2

資本関係・人的関係調書

申請日現在における、代表者及び構成員と他の旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係について

代表者 資本関係又は人的関係 あり なし （どちらかに○印）

構成員 資本関係又は人的関係 あり なし （どちらかに○印）

※資本関係又は人的関係がある場合は、必ず様式2「資本関係・人的関係調書（その2）」を添付書類として提出すること

様式2

資本関係・人的関係調書（その2）

共同企業体

会社名

申請日現在における、当社と他の旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係 あり

2 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社

| | |
|--------|--|
| 商号又は名称 | |
|--------|--|

② 会社法第2条第3号の規定による子会社

| | |
|--------|--|
| 商号又は名称 | |
| | |
| | |

③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く）

| | |
|--------|--|
| 商号又は名称 | |
| | |
| | |

3 取締役の兼任の状況

| 当社の役員等 | | 兼任先及び兼任先での役職 | |
|--------|----|--------------|----|
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 役職 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

注1 資本等で関係がある他の資格者を記載する場合は、旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格を有している者のみを記入すること。

2 様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

3 記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。

様式6

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市水道事業管理者

_____ 共同企業体
住 所
商号又は名称
代表者氏名

質問年月日 令和 年 月 日

| 工事 [業務] 名 | | |
|-----------|--|--|
| 質 疑 事 項 | 回 答 事 項 | |
| | <p data-bbox="837 1848 1326 1883">回答年月日 令和 年 月 日</p> | |

工事（業務）番号 _____ 番

入札書

| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |

1 金額

(金額の頭に¥を記入のこと)

2 工事（業務）名 _____

3 くじ番号

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

(任意の3桁の数字を記入すること)

競争入札心得及び仕様書を承諾の上、上記金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

_____ 共同企業体

代表者 住 所
商号又は
名 称
代 表 者
氏 名

印

構成員 住 所
商号又は
名 称
代 表 者
氏 名

(様式1)

設計図書購入申込書

| | | |
|------|---------|----------|
| 販売店名 | 申込日 | 令和 年 月 日 |
| 御中 | FAX. NO | |

次の事項を誓約した上、次の工事等の設計図書購入を申込みます。

- ・ 次の工事等の入札参加資格もしくは共同企業体の結成を条件とする場合の共同企業体構成員の条件を全て満たしております。
- ・ 購入した設計図書は次の工事等の入札金額積算以外には使用いたしません。
- ・ いかなる理由があろうとも、購入した設計図書は、所属する次の工事等のために結成された共同企業体構成員以外の者に関与、複写及び譲渡いたしません。

| | | | |
|---------|-----------------------|----------|--|
| 工事（業務）名 | | | |
| 入札日 | 月 日 | 工事(業務)番号 | |
| 購入申込者 | 住所 商号又は名称 代表者氏名 | | |
| | 担当者名 | | |
| | 電話番号 | | |

【注意事項】

- 1 様式1及び2について、記入漏れの無いよう確認願います。
- 2 購入申込は、この申込書によるものとし、公告により指定された販売店にFAXした後、販売店からの「販売日時、金額」の連絡をお待ちください。
- 3 設計図書の一部分だけの販売はいたしません。
- 4 販売は、申込の翌日以降になる場合があります。早目に申込みしてください。
- 5 購入にあたっては、設計図書と引換えに本書（切り取らずに）提出が必要となります。

(様式2)

設計図書購入確認書

入札時提出用

旭川市水道事業管理者

次の工事等の設計図書を購入いたしました。

| | | | |
|---------|-----------------------|----------|--|
| 工事（業務）名 | | | |
| 入札日 | 月 日 | 工事(業務)番号 | |
| 購入者 | 住所 商号又は名称 代表者氏名 | | |

【注意事項】

- 1 本書は領収書ではありません。
- 2 本書の再発行は認めませんので、入札まで大切に保管してください。
- 3 入札時に本書（様式2）により購入確認のできない入札は無効となります。
- 4 共同企業体結成を条件としている場合は、構成員のうち少なくとも1社以上が購入していることを確認します。
- 5 図面等について、見づらい箇所は、次の場所で閲覧してください。
- 6 問い合わせ先：旭川市水道局経営企画課
契約係
(旭川市上常盤町1丁目水道局庁舎3F)
TEL 0166-24-3171

※販売店記入欄
上記工事等の設計図書を販売いたしました。

令和 年 月 日

購入
確認印

組合員名簿

申請者名 _____

| No. | 会社名 | 代表者名 | 本店所在地 | 電話番号 |
|-----|-----|------|-------|------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |

注1 公告で明示した入札参加資格において、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合である競争入札参加資格者の組合員名簿について求めている場合に、入札公告日現在で作成すること。

2 「本店所在地」の本店とは登記簿上の本店をいう。

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 旭川市水道局発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

工事名 _____

(2) 前号に附帯する事業（追加又は関連事業等も含む）

(名称)

第2条 当共同企業体は、 _____ 共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ におく。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、当該工事の請負契約履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表し監督官公庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 構成員の出資割合は、次のとおりとし、当工事の請負代金の変更があってもこの比率は変えないものとする。

会 社 名 _____ %

会 社 名 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は_____

とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき、当工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ)をするものとする。

2 当工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務は第三者に承継させてはならない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体解散後、当企業体の施工した工事につき、かしが発見されたときは構成員は共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか1社は、上記のとおり
_____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書
正本2通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、
副本については競争入札参加資格申請等のため旭川市水道局に提出する。

令和 年 月 日

_____共同企業体

代 表 者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 _____

㊞

構 成 員 住 所

商号又は名称

代表者氏名 _____

㊞

配達日指定郵便のほか、③にて選択した一般書留郵便又は簡易書留郵便の料金を合算した額の切手を貼ってください。

0 7 0 8 5 4 1

旭川市上常盤町1丁目

旭川市水道局

上下水道部経営企画課

契約係 行

親展

配達日指定郵便

入札書在中

| | |
|-------|----------------------|
| ① 差出人 | <input type="text"/> |
| JV名 | 共同企業体 |
| 代表者 | |
| 構成員 | |

※選択する取扱にレ印を記入してください。

| | | |
|--------|---------------------------------|--------------------------|
| ③ 特殊取扱 | <input type="checkbox"/> 一般書留郵便 | ② 配達指定日 月 日 (曜日) |
| | <input type="checkbox"/> 簡易書留郵便 | |

※発送期間は配達指定日の11～3日前までとします。

| | |
|----------------------|----------------------|
| ④ 工事(業務)番号 | ⑤ 工事(業務)名 |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> |

※配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとし、それ以外の方法による入札は無効とします。

※別に指示した日以外を配達指定日とした場合、入札は無効となります。

※この封書の発送は郵便局窓口で行います。(直接、ポストには投函できません。)

※点線から切り取り、封筒の表側に糊付けして使用してください。
※①～⑤の欄に必要な事項を記載してください。